

地域防犯リーダー養成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域防犯リーダー養成事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、地域に根ざした防犯活動を担う人づくりを図り、もって安全で安心なまちづくりを推進していくことを目的とする。

(地域防犯リーダーの役割)

第2条 地域防犯リーダー（第4条第1項に規定する養成講座の全ての内容を受講した者をいう。以下同じ。）の役割は次のとおりとする。

- (1) 第4条第1項に規定する養成講座で取得した防犯知識を町内会又は自治会（以下「町内会等」という。）において普及すること。
- (2) 町内会等の区域内に住んでいる者（以下「地域住民」という。）から連絡を受け、又は警察が公表した防犯に関する情報を地域住民に伝達し、注意を喚起すること。
- (3) 町内会等における防犯パトロールを立案すること。

(個人情報の取扱い)

第3条 地域防犯リーダーは、個人情報保護の重要性を認識し、防犯活動中に知ることのできた他人の個人情報を漏らしてはならない。

(地域防犯リーダー養成講座)

第4条 地域防犯リーダーを養成するため、地域防犯リーダー養成講座（以下「養成講座」という。）を実施する。

2 養成講座の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 犯罪の発生状況
- (2) 各種犯罪対策
- (3) かぎや簡易防犯商品の知識
- (4) 実地防犯パトロール
- (5) その他防犯活動に必要な知識

(養成講座受講申込み)

第5条 養成講座の受講申込みは、原則として町内会等の会長が町内会等の構成員のうち養成講座の受講を希望する者を取りまとめて行うものとする。

(その他の事項)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局地域支援部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。